



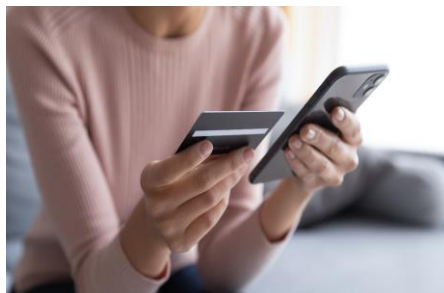
当ニュースレターでは直近の法改正や新政令・通達及び、税務・税関当局から直近で発行されたオフィシャルレターによる税務見解をダイジェストでご紹介させていただきます。

今回のニュースレターのテーマは以下の通りです。

1. 税務管理
2. 法人税 (CIT)
3. 間接税及び外国契約者税 (FCWT)
4. 労働・社会保険・個人所得税 (PIT)

※当資料は弊社によるニュースレターの要約版となります。詳細につきましては英語版又はベトナム語版の添付ニュースレターをご参照ください。

税務管理



一般的な情報

2022年の最初の6か月の税務実績

2022年の最初の6か月の税務実績と、次のようないくつかの注目すべき点があります。

1.最初の6か月間の州予算徴収の結果:

最初の6か月の累積収益は775兆2,620億ドンで、2022年の見積りの66%、2021年の同時期と比較して117.6%に相当します。

2. 税務調査・調査状況

2022年の最初の6か月で、すべてのレベルの税務当局は、納税者の施設で20,720件の税務監査/検査を実施し、机上税務監査を通じて276,726件の税務申告書類を監査しました。監査と検査を通じて提案された総額は13兆9,370億ドンで、そのうち:

- 延滞税の増加:3兆8,550億ドン。
- 税額控除の削減:6,390億ドン。
- 減税:9兆4,430億ドン。
- 移転価格監査:74社を視察。2,880億ドンの延滞と罰金。4,880億ドンの損失を削減し、8兆700億ドンの税額控除を削減しました。

3.今後2022年の計画の実施の方向性:

- 租税債務管理、租税債務執行を強化し、徴税における損失と戦う。
- 徴収予定額を超える税務調査・検査の継続強化
- 納税者に対する免税、減税、税金の延長、土地賃貸料の支払いに関する支援パッケージを効果的に実施し続ける。

Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



法人所得税 (CIT)

ガイダンス裁定

女性従業員を常用する企業に対する法人所得税減税政策

正社員総数の30%を占める女性従業員を100人以上雇用している場合、企業が個別に計上できる場合、企業は女性従業員に費やされた実際の追加費用に相当する法人所得税(「CIT」)の減額を受ける権利があります。

対象企業は、常用女性従業員の総数を証明する十分な書類と、所轄の労働当局による確認を保管する必要があります。

(ハイフォン税務局が発行した2022年7月7日付の公式書簡第1847号/CTHPH-TTHT)

資本として拠出された資産が市場価格で評価されない場合は、課税の対象となります。

当社が個人から商標により出資を受け、知的財産法に基づき個人から当社への商標所有権の移転を完了し、その後、当社が商標の所有者となり、当該商標を資本の増加として記録した場合、商標価額はCITの対象とはなりません。

資本として拠出された資産が市場価格で評価されない場合、納税者は租税行政法第50条に規定する課税の対象となります。

(ハノイ税務局が発行した2022年7月11日付の公式書簡第32670号/CTHN-TTHT)

最初の収益創出年を決定する時期

企業が試作段階から生産された商品の販売を行い、その販売がベトナム会計基準第14号に従って05の条件(収益およびその他の収入)をすべて完全に満たしている場合、これは収益として記録され、企業による収益を生み出した最初の年と見なされます。

(ビンズオン税務局が発行した2022年5月31日付の公式レター第9482号/CTBDU-TTHT)。



Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



間接税及び外国契約者税 (FCWT)



ガイダンス裁定

トレーニングサービスに付随するソフトウェア著作権の提供による収入に対して課される外国契約者税

当社が外国の請負業者からロボットソフトウェアのライセンスとトレーニングサービスを組み合わせて購入した場合、外国の請負業者がベトナムでソフトウェアライセンスとトレーニングサービスの両方を提供することで得た収入は、外国契約者税(「FCWT」)の対象となります(VATおよびCITを含む)。

- ロボットソフトウェアライセンスの提供の場合:支払CITは、課税所得に対して10%のCIT税率を適用しました。
- トレーニングサービスの提供のため:
 - ✓ VATは課税所得にVAT率5%を適用しました。
 - ✓ CITは課税所得にCIT税率5%を適用しました。

(BacNinh税務局が発行した2022年6月29日付の公式レターNo.2007/CTBNI-TTHT)

Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



労働・社会保険・個人所得稅(PIT)



ガイダンス裁定

2022年7月1日からの労働災害および職業病保険基金への拠出率

首相決定第23/2021/QĐによると、社会保険(「SI」)を支払うための基礎として、労働災害および職業病保険基金(「LAODIF」)への拠出率を給与基金の0%に引き下げる方針は、2021年7月1日から2022年6月30日までの12か月間実施されました。

したがって、2022年7月1日から、雇用主は、LAODIFへの強制保険拠出の拠出率を規定した2020年5月25日付政令第58/2020/ND-CP号に従って、SIの支払いの基礎として給与基金の0.5%の割合でLAODIFに支払うものとします。

(ホーチミン市社会保障局が発行した2022年6月21日付の公式書簡第3288号/BHXH-QLT号)

電子個人所得稅源泉徴収証明書の使用方法

稅務總局は、電子個人所得稅(「PIT」)源泉徴収証明書を使用する場合、登録、発行の通知、および稅務當局への電子データの送信を必要としない所得支払者を指導します。所得支払者は、政令第123/2020/ND-CP号第32条第1項に規定されている必須の内容を保証する電子領収書を使用するための独自のソフトウェアシステムを構築します。

電子PIT源泉徴収証明書がまだ実装されていない間、組織および企業はPIT源泉徴収証明書を自己発行の形で使用することができます。

2022年7月1日以降、稅務當局は稅務當局によって印刷されたPIT源泉徴収証明書を販売しなくなりました。企業が稅務當局から購入したPIT源泉徴収証明書をまだ保持している場合は、引き続き使用されます。

(稅務總局が発行した2022年7月12日付の公式レター第2455/TCT-DNNCN)

非居住者のための個人所得稅政策

海外企業が外国人従業員をベトナム市場に調査および調査するためにベトナムに来て、ベトナムの稅務非居住者としての資格を満たすように割り当てられる場合、次のようになります。

- ベトナム企業がベトナムの外国人従業員に支払うことは、ベトナムで生み出された収入として決定され、会社は個人に支払いを行う前に20%のPITを源泉徴収する責任があります。
- ベトナム企業が、個々の外国人従業員の徴収および支払い費用の両当事者間の合意に従って海外企業に代わって支払い、PIT課稅所得を生み出さない場合、そのような外国人従業員はベトナムでのPITの対象にはなりません。

(ハノイ稅務局発行の2022年7月8日付公式書簡第32313号/CTHN-TTHT)

租稅条約に基づく個人所得稅の免税および減免

二重課稅回避協定(「DTA」)に基づくPIT免除および減額の手続きについては、財務省が発行した2021年9月29日付通達第80/2021/TT-BTC号第62条第2項に従うものとします。

ベトナムの組織または個人との契約締結前の15日以内に、外国当事者は、契約に署名するか、または所得を支払うベトナムの当事者に、DTA契約に基づく免税または減額の要求の書類を、規制された最初の稅務申告書類とともにベトナム当事者の直接管理稅務當局に提出するものとします。

(ハノイ稅務局が発行した2022年7月1日付の公式レター第31196号/CTHN-TTHT)



Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



Contact us



Phan Vu Hoang
Tax Partner
+84 28 7101 4345
hoangphan@deloitte.com



Takaishi Gen
Director, Japanese Services Group
+84 28 710 14342
gtakaishi@deloitte.com



Harada Junichi
Director, Japanese Services Group
+84 24 7105 0118
junharada@deloitte.com



Yamamoto Yuya
Senior Manager, Japanese Services Group
+84 28 710 14194
yyamamoto2@deloitte.com



Nishina Hideaki
Senior Manager, Japanese Services Group
+84 24 710 50108
hidnishina@deloitte.com

Hanoi Office

15th Floor, Vinaconex Building,
34 Lang Ha Street, Dong Da District,
Hanoi, Vietnam.
Tel: +84 24 7105 0000
Fax: +84 24 6288 5678

Ho Chi Minh City Office

18th Floor, Times Square Building,
57-69F Dong Khoi Street, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam.
Tel: +84 28 7101 4555
Fax: +84 28 3910 0750

Deloitte.



Making an impact since 1991

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.